

「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
に対する

意見書の要旨

意見書 提出者	意見書の要旨
淀川区住民 1名 1通	<p>1 ページの基本的事項に「本マスタープランでは、大阪の特性や近年の社会情勢の変化を踏まえ、大阪府全体を視野に入れながら、これまでの都市づくりにおいて蓄積されたストックを活かし、国際競争、都市魅力、防災・減災、環境、スマートシティ等の多様な視点から、本区域の都市づくりの目標と方向性を示した上で、主要な都市計画の決定方針を定めます」と書かれている。</p> <p>近年の社会情勢の変化を考えると、人口減少時代の到来とともに、現在進行中のコロナ危機についても、視点や考え方の方向性だけでも触れるべきではないか。コロナ危機は経済社会のあり方だけでなく、これからの人口動態や大都市にも、中長期的に大きな影響をもたらします。大阪の成長戦略、関連する諸計画の見直しにも直結するものと考えられます。今回のマスタープランに、新型コロナの影響についてもポイントだけでも書き加えてもらいたい。</p> <p>上記にも関連するが、近年の大阪の社会情勢を考えると、大阪府と大阪府が進めている「副首都ビジョン」、「大阪都構想」といわれる大都市制度改革にも注目する必要がある。その評価は別にして、本マスタープランの「大阪都市計画区域」は、自治体としては大阪府に相当する。その政令指定都市である大阪府を廃止して、4つの特別区に分割構想が推進されている。大阪府の廃止・分割構想は、本マスタープランが掲げる「都市づくりの目標」(15 ページ以降)と矛盾するのではないか。大都市制度改革と都市計画区域マスタープランとの整合性について、どう考えているか質問したい。</p> <p>以下、個別の問題についても指摘しておきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人口減少時代の土地利用、交通についての都市計画の方針について 2 SDGs について参考として 15 ページに記載されているが、今回のマスタープランのなかで、具体的にどのように反映されているか 3 夢洲のまちづくりについて 36 ページに記載されているが、コロナ危機によりまちづくりの方向性も変更を余儀されるのではないか。関連して「東西軸」の考え方について 4 近年の都心部でのタワーマンションの乱立と都市計画のあり方について

意見書 提出者	意見書の要旨
福島区住民 1名 1通	<p>都市計画の中には、都市計画法第18条の2に規定されている、市町村が作る、「都市計画マスタープラン」(以降「都市マス」と略します)と、都市計画法第6条の2に規定されている、都道府県が作る「都市計画区域マスタープラン」(以降「区域マス」と略します)があります。</p> <p>大阪市としては、1992年に都市マスの策定が義務付けられて以降、一度も都市マスを作っていません。大阪府が作った区域マスがある状態でした。</p> <p>しかし、都市マスがないことで、より詳細で、地域の具体的な将来像が見える化できておらず、大阪市の将来像が市民の中で共有化されていないのが問題だと思っています。</p> <p>策定案の区域マスでは、ピンポイントの再開発の記載がありますが、それ以外のエリアが不明で、例えば、私の住んでいる福島区はどのような位置づけなのか、大阪市の中でどんな役割、地域像なのか、区域マスに書かれているどの部分が福島区に該当するのか、内容の共有が市民と行政の間にありません。</p> <p>もっというと、大阪市が廃止され4つの特別区になった際、4つの特別区はこの区域マスを上位計画として都市マスを策定する義務が生じます。</p> <p>それぞれの地域が旧大阪市の中でどのような位置づけになるのか、この区域マスの中で概要を決めておくことで、都構想実現後の都市像が明確になり、旧大阪市域の統一のとれた都市計画のガイドラインになると思います。</p> <p>もちろん、これらは都市マスに書く内容かもしれませんが、大阪市には都市マスがないので、今回の区域マス更新時に、せめて、大阪市域内を最低4つ、できればそれ以上の数でエリアを区切った記載を求めます。</p> <p>また、国土交通省の「都市計画運用指針」においても、マスタープランのあり方について「それぞれ住民に理解しやすい形であらかじめ中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが、極めて需要であり、そうした機能の発揮こそマスタープランに求められているといえよう」と記述されています。</p> <p>市内で巨大開発プロジェクトが動き出している今、ますます、市民の都市計画への理解は必要になっていると考えています。</p> <p>区域マスが策定された際には説明会を行ってほしいと思っています。</p>

意見書 提出者	意見書の要旨
西成区住民 1名 1通	<p>1 この都市計画案は、大阪市廃止特別区設置住民投票が可決された場合、府に継承されるのですか？特別区に継承されるのですか。いずれの場合でも、その担保は、どこに規定されるのですか。</p> <p>2 都市防災に関する方針のうち、【津波・高潮対策】について、『平成30年台風第21号を上回る過去最大規模の台風（伊勢湾台風級）の浸水想定結果を踏まえ、埋立地（咲洲・舞洲・夢洲）における浸水対策に取り組めます。』とあるが、大阪市内は上町台地以西が水没予想であり、何故、埋立地（咲洲・舞洲・夢洲）のみ対策なのか？</p> <p>市内庁舎の大半が水没であり、大阪市廃止特別区設置住民投票が可決、否決のいずれにおいても、庁舎配置自体含めた防災拠点作りの都市計画が必要なのではないのでしょうか？</p>
平野区住民 1名 1通	<p>現時点の大阪市をめぐる情勢を全く反映しない本案は凍結すべきです。</p> <p>現在の政令指定都市大阪のまちづくりは一定の方向性プラン・都市計画に沿ってすすめられてきたのは承知の事実であります。大阪市の変遷を振り返れば明らかのように昭和42年（1967年）には「大阪市総合計画」が策定され、その後改定作業が開始され市制施行88年の昭和52年（1994年）3月に、大阪市会で議決され新しくマスタープラン「大阪市総合計画1990」という形に体系化されている。</p> <p>「大阪市総合計画1990」の策定作業には市民からの提案、アンケート調査など市民の参画、大阪市総合計画審議会委員30名（学者、財界、市民団体代表など）をはじめ大阪市長、大阪市の全ての局長が参画し、いわば大阪市の総力を集めて「民意」によって策定されたものと言えます。その内容は「計画の性格と基本的態度」にあるように文字通り大阪のマスタープラン「行政運営ならびに民間諸活動の指針となるよう大阪市の長期的な目標を明らかにしたものであり、今後とも客観条件が大幅に変化しない限り継続されるべきものである」とされている。</p> <p>それ以降、今日まで、大阪市はこのマスタープランに沿って運営され、インフラ整備を始め様々な施策が行われてきたのである。土地利用の基本方針には「本市の土地利用は1、快適な生活が出来るまち2、広域的な役割を果たすまち3、新しい文化をつくるまちという三つのまちづくりの目標を基本的課題としてふまえ、300万人の常住人口と290万人の昼間就業人口による都市活動がゆとりを持って安全、快適かつ能率的に行えるよう計画されなければならない。として24行政区の立地など特性を生かし行政区の土地利用と果たすべき役割についても純化されてきました。その後「大阪市基本構</p>

意見書 提出者	意見書の要旨
	<p>想」は 2005 年に改定され關淳一市長の 2006 年 3 月大阪市会において議決、基本方針の具体化として決められた「大阪市基本計画 2006－2015」には「10 年間で展望した政策目標と政策体系」が明らかにされている。ちなみにこの構想のめざす大阪の目標として「アジア交流の拠点としてとしの活気にあふれる大阪」、「人が集まり、育ち、新しいものを生み出す大阪」、「暮らしたい、訪れたい。魅力ある大阪」、という 3 点が掲げられありとあらゆる分野での街づくり計画が描かれている。</p> <p>以上かいつまんで引用したように政令指定都市大阪はマスタープランによって計画的に規制・誘導、運営されてきたのである。ところが周知のようにこの 11 月 1 日の住民投票の結果いかんによってはいわゆる「大阪都構想」によって政令指定都市である大阪市は特別区に分割され、政令指定都市としての機能は解体されよとしている。しかもここ数年総合計画審議会も開催されず半世紀にわたって継続してきたマスタープランの総括さえ行われず都構想ありきで大阪市の解体が進められようとしているのである。</p> <p>今回提案されている（都市計画区域マスタープラン）には驚くべきことに全くこのような情勢の激変が反映されていない。</p> <p>仮に 11 月 1 日の住民投票において「大阪都構想」の実施が決まったならば、政令指定都市としての大阪市の権能は失われ、「大阪市都市計画審議会」も廃止されることになるが、その場合、今回提案されている「大阪都市計画区域、開発及び保全の方針は」どうなるのか。</p> <p>第 1 章 都市計画区域マスタープランの概要 P1、(2) 位置づけにおいて引き続き継承されるとの記述があるが、今回提案されているマスタープランの内容は、政令指定都市大阪が引き続き権能を保持し、都市計画についても「大阪市都市計画審議会」が機能を発揮することを前提とする内容になっている。最初に述べたが今日までの大阪市のまちづくりは大阪市が政令指定都市として、財政的にも制度的にも持てる力を発揮してきたからこそ可能であったもので、特別区に分割されそれが失われたならばこれらを担保することは不可能であることは明らかである。</p> <p>結論</p> <p>「都構想」を何が何でも実現するという現時点でこのような「大阪都市計画区域、開発及び保全の方針」を議論してもナンセンスである。たとえ決定してもこの新しいマスタープランに大阪市の意思を反映させる場は保証されない。</p> <p>市民に誤解と幻想を与えるような本マスタープラン（案）は「都構想」の顛末がはっきりするまで凍結すべきです。</p>

意見書 提出者	意見書の要旨
大正区住民 1名 1通	<p>大阪は今まで、都市計画に市民の参画がなかった。本来都市マスは、行政と市民が協力して、その都市の未来像を考えていく機会になるべきものだが、大阪市民は、その機会を奪われてきた。</p> <p>ぜひ都市計画を行う際、住民参加を。そして説明会開催を求めたい。</p>